

(要約)

## 日中戦後賠償と国際法

浅田 正彦

本論文は、序章（問題の所在）、第1章（日華平和条約締結の経緯）、第2章（日華平和条約）、第3章（日中共同声明）、第4章（日本における中国関連の戦後賠償訴訟）、第5章（残された問題）、第6章（日華平和条約の終了の意味）、第7章（日華平和条約の終了と条約法条約）、第8章（日華平和条約終了声明の意味）、終章（まとめ）、補論（西松建設事件および中国人慰安婦二次訴訟の最高裁判決）と資料から構成される。

### 序章 問題の所在

日華平和条約は「不思議な条約」といわれる。実際、同条約にはその署名時期、適用地域、内容、位置づけ、終了など様々な側面において解明すべき点がある。とりわけ条約の交換公文において、条約が中華民国に関しては「中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域」に適用があるとされる一方で、条約の同意議事録では、「[交換公文の]『又は今後入る』という表現は、『及び今後入る』という意味にとることができる」との了解がなされている点につき、いつの日かこうした不思議が解明されることを望みたいといわれてきた。法的な観点からは、日本が台湾（澎湖諸島を含む。以下同じ）を支配するに過ぎない中華民国政府（国民政府）と締結し、適用地域に限定が付されている日華平和条約が、大陸を含む中国全体との間の戦争を終了させ、賠償処理を行った平和条約であるのかという点などが問題となる。

その後日本政府は、日中国交正常化に際して、大陸を支配する中華人民共和国政府を承認し、同政府との間で日中共同声明に署名した。共同声明の前文においては、「戦争状態の終結」が言及されているのに対して、本文では日本国と中華人民共和国との間の「不正常な状態」の終了が規定されているにとどまる点をいかに理解すべきかが問題となる。また人民政府は、共同声明において「戦争賠償の請求を放棄する」と宣言しているが、共同声明は政治的文書であるとされており、そのような「放棄」の法的な性格が問題となるし、そこに中国「国民の請求権」の放棄が含まれるかも問題となる。

### 第1章 日華平和条約締結の経緯

第二次大戦後、中国では二つの政府が対立していたが、対日講和を先導した米英両国がそれぞれ別の政府を承認していたため、中国は対日平和条約には参加できず、日本と別途平和条約を締結することになった。アメリカの圧力もあって、日本は国民政府を選択し、これとの間に日華平和条約を締結した。将来における大陸中国との関係を懸念した日本政府は、賠償問題のほか条約の適用地域を限定する規定を重視し、国民政府は、自らが連合国の一員であることを示す条項（連合国並み受益条項）を重視した。

交渉の結果、賠償に関しては、条約に別段の規定がない限り「[対日平和条約の] 相当規定に従って解決する」とする連合国並み受益条項＝対日平和条約準用規定（第11条）に従

って、対日平和条約第14条に定めるように、①役務賠償と②在外資産の処分を除く賠償が放棄されることになったが、日華平和条約では、さらに日本の強い要求により、議定書において①も放棄されることになった。適用地域に関しては、序章において言及した交換公文と同意議事録が合意された。

## 第2章 日華平和条約

日華平和条約は日本国と中国国家との間の平和条約であるのか。交換公文において条約の適用地域が限定されているので、大陸中国との間の戦争状態は終了していないとの主張もある。しかし、戦争状態とは国と国との関係であり、国の一部について戦争状態が終了するという事は概念上ありえないので、戦争状態が終了したとすれば、それは大陸を含めて終了したということになる。交換公文では条約全体の適用地域が限定されるように規定されているが、法理上適用地域を限定できない規定には適用がないと考えるべきである。また、そもそも日本と台湾との間には戦争状態が存在しなかったのであるから、日華平和条約における戦争状態の終了は大陸との間の戦争状態の終了以外には考えられない。なお、交換公文と同意議事録との間の「齟齬」は表見的なものであって、同条約が中華民国政府の支配下にある領域に適用されるという点について両者間に見解の相違はなかった。

では、台湾を支配するに過ぎない国民政府が中国全体を代表して平和条約を締結することができるのか。この点については、当時国民政府を承認していた国の数は人民政府を承認していた国の数を上回っていたし、国民政府は国連において中国代表権を有していたのであるから、同政府が中国を代表して条約を結ぶことに問題はなかった。また、第二次大戦中のロンドン亡命政府による条約締結の実行などに照らしても、締結できる条約の種類に限定はなかったといえる。国民政府は中国を代表して平和条約を締結する意図をもっていたのに対して、日本は当初、限定講和ともいえる立場をとっていたが、遅くとも国会承認前の段階では中国國家との平和条約であるとの立場をとり、こうして両者の意思は合致することになった。もっともこれは、日本政府と国民政府との関係においてはそうだけというだけであって、日華平和条約の無効を主張する人民政府との関係は別である。

## 第3章 日中共同声明

日華平和条約が人民政府にも対抗可能か否かは、条約の政府承継の問題に関係する。政府承継は包括承継が原則であり、前政府の締結した条約を新政府は引き継ぐ義務があるとされるが、内戦中に締結された「国民の一般利益に反する条約」は例外であるとの考え方が有力である。こういった考え方によれば、日華平和条約における戦争状態の終了と賠償の放棄とは区別すべきであり、前者は中国国民に対して不利益とはならなかったが、役務賠償の放棄まで含む後者は不利益であったといえよう。したがって、日中間の戦争状態は日華平和条約で終了したのに対して、大陸中国との関係における賠償問題の処理は日華平和条約ではなく、日中共同声明において行われたと考えるべきだということになる。その点は、日中共同声明本文における「不正常的な状態」の終了という文言を中国側が提案したという事実、日本側の草案には、戦争状態の終了は日華平和条約によるが、賠償問題は創設的に処理するという立場を文言化したような規定が置かれていたという事実などからも首肯できる。なお、日中共同声明は政治的文書であるが、政治的文書の中に法的な効果を有する規定が含まれ

ることは排除されない。

人民政府は、日中共同声明第 5 項において「戦争賠償の請求を放棄する」と宣言している。日本における中国関連の戦後賠償訴訟において中心的な争点となってきたのは、この放棄の中に中国「国民の請求権」が含まれているかである。この点については、日本が第二次大戦後に締結した累次の平和条約の規定、中国国内における放棄の意思決定の過程、日中共同声明の起草過程、対日平和条約の起草過程との比較、対日平和条約の均霑条項の存在、その後の人民政府関係者の発言、純粹文理解釈の問題点、日本政府の主張に対する人民政府の反応等に照らせば、日中共同声明第 5 項における賠償の放棄の中には「国民の請求権」の放棄も含まれていると解すべきだということになる。

すなわち、日本が第二次大戦後に締結した各種の平和条約では、例外なく「[当該国]及びその国民の請求権」を放棄するという方式が採用されている。日中共同声明ではこれとは異なる文言が使用されているが、その起草過程からは他の平和条約とは異なる処理を行うという意図は全く発見できない。対日平和条約でも当初は「国民の請求権」への言及はなかったが、不明確であるとする日本の主張を受けてそれが明記された。しかし日中間の関係では、日華平和条約で賠償問題は処理済みとの立場の日本として、賠償問題が残っていることを認めることにもなりかねない細かな修文は要求できなかったと考えられる。中国側についても、賠償放棄の決定を行うに際して日華平和条約を念頭に「共産党の度量は、蔣介石より広くならなければならない」としてきたことなどから、日中共同声明における放棄が日華平和条約におけるそれよりも狭いとは考えがたい。加えて、日本政府は中国関連の戦後賠償裁判において例外なく、日中間の請求権の問題については日中共同声明発出後個人の請求権の問題を含めて存在していないのであり、中国政府の認識も同様であると承知している、と述べているが、人民政府からは全く抗議も反論もなされていないのであり、当然抗議すべきと思われるときに抗議を行わない場合には、黙認したものと解釈されることになる。

#### 第 4 章 日本における中国関連の戦後賠償訴訟

日本の裁判所では、2007 年の西松建設事件および中国人慰安婦二次訴訟の最高裁判決において日中間の戦後賠償にかかる最終的な判断が下されたが、それまでの下級審判決では、中国国民の請求権は放棄されていないとする判決も少なくなかった（三井鉱山事件・福岡地裁判決、山西省性暴力被害者訴訟・東京地裁判決、中国人強制連行新潟訴訟・新潟地裁判決、西松建設事件・広島高裁判決、中国人慰安婦一次訴訟・東京高裁判決）。それらの判決が基礎とした主要な根拠・論理は次のようなものであった。すなわち、①日中共同声明では「国民の請求権」への言及がない（共同声明の文理解釈）、②国民の請求権は国民固有の権利であって国が放棄することはできない、といった点であった。しかし、①については第 3 章で検討した通りであるし、②については、国家が国民の権利を創設・変更・消滅させることは国内法においても行われているのであり、それを条約の直接適用によって行うことも同様に可能というべきであろう。

#### 第 5 章 残された問題

日華平和条約の締結および日中共同声明の署名にも拘らず、日中間（台湾を含む）には戦後処理にかかる未処理の問題がなお残されている。第一に、台湾との関係における財産・請

求権の処理の問題である。これについては、日華平和条約第3条において特別取極の締結が予定されていたが、その取極が締結される前に日中国交正常化がなされたため、日本政府と台湾当局との公的関係が失われ、事実上締結できない状況となった。もっとも、だからといって個々の請求権自体が失われたということではなく、いわゆる台湾確定債務（日本に明らかに支払い義務のある債務）等については、その支払いを実施している。

第二に、日中間（ここでは大陸）で未処理のままに残されている可能性があるのは、日本の在中国財産と中国の在日財産である（日本の対中国請求権は対日平和条約第19条（日華平和条約第11条で準用）で処理済みであり、中国の対日賠償・請求権は日中共同声明で処理済みである）。このうち日本の在中国財産については、対日平和条約第14条が日本の在外資産の処分権の連合国への付与を定めており、対日平和条約の第三国たる中国との関係では、第三国に権利を与える条約規定ということになる（同条約第21条）。これに対する国民政府からの同意は日華平和条約で与えられたともいえるし、同条約において直接に処分権が付与されたともいえる（同意議事録四）。これに対して、対日平和条約を無効とする人民政府との関係では、国民政府が同意を与えた（処分権を付与された）日華平和条約の政府承継によって処分権が付与されたと考えることができる。なお、事実としての在中日本財産の処理は、第二次大戦直後の時期を含め国民政府と人民政府によって継行的に行われている。これは国際法上の根拠なく行われたものであったが、その後の諸条約の締結等を通してそれらは追認されたと考えることができる。

他方、中国の在日財産の扱いは、日華平和条約においては、①いわゆる協力政権（満州国や汪精衛政権）の財産と、②それ以外の中国財産とに分けられている。①については日華平和条約の同意議事録二において日華間の合意によって中華民国に移管されうると規定されている。この規定によって、旧満州国大使館敷地が1967年に中華民国に移管された。日華間に合意がなかった場合については、人民政府に国民の一般利益に反する同意議事録二を承継する義務はないと考えられるので、当該財産は財産に関する承継の原則に従って後継国（政府）たる中華人民共和国（政府）に承継されることになる。

また、②協力政権の財産以外の在日中国財産については、日華平和条約第11条によって準用される対日平和条約第15条の規定が適用される。同条によれば、条約発効後9カ月以内に申請があれば日本は申請から6カ月以内に連合国の財産を返還するものとされている。しかし、日華平和条約議定書第1項において、対日平和条約で期間を定めて日本が義務を負っている場合には、中華民国の領域についてはその期間は日華平和条約が適用可能となった時から開始されると規定されており、日華平和条約の適用地域に関する交換公文の効果として同条約が基本的には大陸に適用されなかったため、結局、在日中国財産の返還申請期間も開始されることはなく、未処理のままにとどまっている。同様のことは中国国民の在日財産についてもいえる。

## 第6章 日華平和条約の終了の意味

日本政府は、日中共同声明を署名した日に、「日中関係正常化の結果として、日華平和条約は、存続の意義を失い、終了したものと認められる」との声明を発した。しかし、そもそも平和条約を終了させることは可能なのかという疑問があり、また日本政府のいう「存続の意義を失う」とはいかなる意味なのかも問題となる。

国会における日本政府の説明によれば、日華平和条約には地域的な限定があり大陸に適用されないため、中華民国政府から承認を切り替える段階で条約の存続の意義がなくなるとされる。たしかに日本との通商関係を規律する規定などは、交換公文によって適用地域が中華民国の支配下にある地域に限定されている結果、政府承認切替え後には適用できなくなる。しかし日華平和条約には、戦争状態の終了に関する規定など、適用地域に関する交換公文の存在にも拘らず適用地域が限定されず、大陸にも適用のある規定があったはずである。これらの規定について日本政府は、それらの戦後処理に関する条項はすべて処分条項であり、日華平和条約の発効の日すべて処分されてしまって使命を果たしているとする。それらの規定は、日中国交正常化の日存続の意義を失ったのではなく、条約発効の日処分を完了し、その結果として創設された法的状態が条約からは独立して残るため、その後条約が終了しても問題はないということであろう。

では、日華平和条約は適用地域が限定されている規定と処分条項のみによって構成されているのか。同条約のほとんどの規定はそうであるように思える。しかし、第 11 条において対日平和条約の包括的な準用が規定されているので、準用される対日平和条約の規定もすべてそうであるのかを検討する必要がある。その結果、対日平和条約第 15 条がそうでない可能性があることが判明した。すなわち、連合国の在日財産の返還に関するこの規定は、中華民国政府の支配が大陸に及んだ場合に、そこに居住する中国国民が在日財産の返還請求を行う根拠として援用できる規定ともいえ、完全には存続の意義が失われたともいえないかも知れない。しかし、すでに 1958 年に蒋介石が大陸反攻を行わないとアメリカに約束していることや兩岸の現実における軍事的関係を考えれば、これは無視することのできる可能性であろう。

## 第 7 章 日華平和条約の終了と条約法条約

ウィーン条約法条約は、条約の終了原因について網羅主義を採用している。したがって、日華平和条約の終了はそのいずれかに該当するはずである。日本政府による同条約の終了宣言に対する国民政府の反応（日本が一方的に破棄した）からして、それは合意による終了であるとは考えられない。

条約法条約に定める合意によらない終了原因たる 5 つの事由のうち、日華平和条約の終了に関係しそうなものとして、後発的履行不能（第 61 条）、事情の根本的な変化（第 62 条）、外交関係の断絶（第 63 条）があるが、仔細に検討した結果、日華平和条約の終了はそのいずれにも該当しないことが判明した。まず、政府承認の取消しは、条約の「主体」に関係するのであって、条約の「対象 (object)」の永久的な消滅や破壊の結果としての「後発的履行不能」とは性質が異なる。また、適用地域が限定されているため条約が適用不能となったことは、なお履行が可能な事態を前提とする「事情の根本的な変化」とも異なる。さらに、「外交関係の断絶」は基本的に永続的というよりも一時的なものであって、それゆえ条約関係に影響があるとしても、基本的に条約の「運用停止」であり、条約の「終了」ではない。

このように、条約の終了原因について網羅主義をとる条約法条約において、該当するものが存在しないとすれば、日華平和条約の終了はどのように理解すればよいのか。注意すべきは、条約法条約が不遑及を定めていること（同条約中の慣習法上の規則を除く）と、日華平和条約の終了が条約法条約の発効前に宣言されているということである。したがって、条約

法条約に定める終了原因の中に該当するものがないとしても、それ自体として問題であるということにはならない。実際、条約法条約以前には、条約法条約に定められていない終了原因（たとえば主体の消滅、条約の履行など）が慣習法上の終了原因として語られていた。もっとも、条約法条約に定める終了原因の網羅主義が慣習法の法典化であったとすれば、やはり問題は残ることになる。しかし、条約法条約の起草過程等に照らせば、そのような結論には至らず、こうして日華平和条約の終了は、条約法条約以前の慣習法上の終了原因による終了と理解すべきだということになる。

## 第8章 日華平和条約終了声明の意味

日中国交正常化の時点で日華間には日華平和条約以外にもいくつかの条約が存在したが、終了が宣言されたのは日華平和条約についてのみである。これは、他の条約は存続しているということではない。日華平和条約の終了が宣言されたのは、同条約は有効に締結されたとする日本政府にとって、同条約を不法・無効とする人民政府との関係で歩み寄ることのできる数少ない選択肢だったからである。のみならず、条約の「終了」は、当初の締結自体は有効になされたことが前提となるので、終了宣言には、日本としても日華平和条約の有効な締結を歴史的な事実として確定することができるという有利な側面があった。

## 終章 まとめ

終章は、以上の本論の主要な論点を簡潔にまとめたものである。

## 補論 西松建設事件および中国人慰安婦二次訴訟の最高裁判決

補論は、日中間の戦後賠償問題（とりわけ個人の請求権の放棄の問題）に事実上の終止符を打つことになった西松建設事件および中国人慰安婦二次訴訟の最高裁判決の評釈である。

ほとんど同文である両判決において、最高裁は要旨次のように判示した。対日平和条約は、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄することを前提として、日本の戦争賠償の義務を定め、日本の戦後処理の枠組みを定めたものである。日華平和条約第11条は、対日平和条約の準用を規定するが、その中には個人の請求権を含む請求権の処理の問題も当然含まれる。日華平和条約締結の当時、中華民国政府は台湾を支配するにとどまっていたが、政府承認の数では人民政府を上回っており、国連における中国代表権も有しており、同政府を相手に平和条約を締結すること自体に妨げはなかった。もっとも、日華平和条約の交換公文のゆえに、同条約が中国大陸に適用されると断言することはできず、中国国民に当然にその効力が及ぶともいえない。日中共同声明第5項の文言を見る限り、賠償以外にも請求権の処理を含むか、個人の請求権の放棄を含むか、必ずしも明らかでないが、日中国交正常化交渉の経緯に照らせば、人民政府は、それを戦争賠償のみならず、請求権の処理も含めてすべての戦後処理を行った創設的な規定と捉えていたし、日本政府としても、それらは日華平和条約で解決済みとしつつも、人民政府との間でも実質的に同条約と同じ帰結となる処理がされたことを確認する意味を持った。日中共同声明の発出に当たって、請求権放棄の対象から個人の請求権を除外したという形跡はないことから、第5項に明示されていないからといって対日平和条約と異なる処理がなされたとは解されない。日中共同声明は条約としての扱いはされていないが、人民政府が同項を創設的な国際法規

範として認識していたのは明らかであるし、日中平和友好条約前文の規定から、日本においても条約としての法規範性を獲得した。

以上の判決に対して、いくつかの指摘を行った。まず、日華平和条約との関係では、判決は、適用地域を限定する交換公文を理由に同条約の大陸への適用に否定的な判断を行ったが、戦争状態が国の一部についてのみ終了するという事は考えがたい。日本政府も国民政府も、最終的には大陸における戦争状態の終了ということで一致しており、裁判所は二国間条約の両当事者の一致した解釈とは異なる解釈をとったことになる。また、日中共同声明との関係で判決は、対日平和条約の枠組みとは異なる処理を行ったとは解しがたいので、共同声明は同条約と同様の内容を有するものと結論するが、具体的な実証性に欠けるとの批判は免れがたい。日中共同声明第5項における賠償の請求の放棄は、人民政府による一方的な宣言であることから、宣言主体の意図に即して具体的に解釈されるべきであり、その観点からは、人民政府が戦争賠償放棄の決定に至った経緯や、対日平和条約において「国民の請求権」が言及されるに至った経緯との比較などに言及すれば、より説得力が増したように思える。さらに、日中共同声明第5項の法的性格との関係では、日中平和友好条約の前文における共同宣言への言及を根拠に、共同宣言が条約としての法規範性を獲得したとしているが、条約法の基本にも関わる疑問のある議論である。

なお、本論文の末尾に以下の資料を掲載している。①対日平和条約（抄）、②日華平和条約日本側第1次草案、③日華平和条約日本側第2次草案、④日華平和条約国府側第1次草案、⑤日華平和条約国府側第2次草案、⑥日華平和条約国府側第3次草案、⑦日華平和条約、⑧日華平和条約（英語正文）、⑨日中共同声明中国側原案、⑩日中共同声明日本側原案、⑪日中共同声明中国側案、⑫日中共同声明日本側案、⑬日中共同声明日本側案の対中説明、⑭日中共同声明、⑮略年表。